

岩見沢市明るい選挙推進協議会規約

(目的及び名称)

第1条 選挙が明朗かつ適正に行われるよう総合的企画及びその推進を図ることを目的として、岩見沢市明るい選挙推進協議会（以下「協議会」という。）を設けるものとする。

(事業)

第2条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 政治意識の向上を図ること。
- (2) 選挙に関し、必要な知識の周知を図ること。
- (3) その他目的達成に必要な事項。

(組織)

第3条 協議会は、前条の趣旨に賛同する次に掲げる団体等をもって組織する。

- | | |
|--------------------------------|------|
| (1) 岩見沢市町会連合会の関係者 | 2名以内 |
| (2) 女性のネットワークいわみざわ | 2名以内 |
| (3) いわみざわ農業協同組合青年部及び女性部の関係者 | 2名以内 |
| (4) 岩見沢商工会議所の関係者 | 2名以内 |
| (5) 岩見沢市選挙管理委員会委員 | 4名以内 |
| (6) 一般有識者（選管補充員含む。） | 6名以内 |
| (7) 前各号に掲げるもののほか第1条の目的に賛同する団体等 | |

(役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって選出する。
- 3 その他必要に応じて役員を置くことができる。

(役員の仕事)

第5条 会長は、協議会を代表し会務を統理し、副会長は、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第8条 協議会は、事務局を岩見沢市選挙管理委員会事務局に置く。

2 事務局に事務局長及び必要な職員を置く。

3 事務局長及び職員は、会長が委嘱する。

(事業年度)

第9条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

附 則

この規約は、昭和47年4月28日から施行する。

(昭和57年4月14日一部改正)

(昭和59年4月18日一部改正)

(平成16年6月16日一部改正)

附 則

この規約は、平成20年7月28日から施行する。

(平成21年6月15日一部改正)